

入札説明書

令和3年札幌市告示第5985号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年(2021年)10月18日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階
札幌市経済観光局観光・MICE推進部 MICE施設整備担当課 MICE推進担当
電話(011)211-2376

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌国際ユースホステル電力量計・水道メーター交換業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 調達期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日まで

(4) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」または「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受

けている期間中ではないこと。

(5) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2及び札幌市公式ホームページ上に記載

http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/2021_01youth.html

(2) 入札書の受領期限

日時：令和3年10月28日（木）12時00分（送付の場合は必着）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、1通のみ作成すること。

イ 持参する場合は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載し、上記2あてに提出期限までに提出すること。

ウ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙2）は入札書と同封せず外封筒に入れて、上記2あてに提出期限までに送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

質問票（別紙3）による持参、送付又はメールにより提出すること。

イ 注意事項

メールにより質問を行う場合は、件名を「(質問) 札幌国際ユースホテル電力量計・水道メーター交換業務_会社名」とすること。

ウ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和3年10月21日（木）17時15分までに提出すること（持参による場合は各日9時00分から17時15分まで）。

エ 質問に対する回答

令和3年10月22日（金）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供す

るとともに、札幌市公式ホームページ上に掲載する。

http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/2021_01youth.html

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提示の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日時：令和3年10月28日（木）13時00分

場所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階
経済観光局観光・MICE推進課会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得

ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札書の提出が可能な日時を設定する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙4）と、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を令和3年10月26日（火）12時00分までに上記2まで提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 契約書（案）（別紙5）のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出場所 上記2に同じ。
- イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(9) 各種問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階
札幌市経済観光局観光・MICE推進部 MICE施設整備担当課 MICE推進担当
電話（011）211-2376
メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp